

平成 27 年 3 月 11 日

東日本大震災発災から 4 年を迎えて（会長声明）

東京司法書士会
会長 清家亮三

東日本大震災発災から 4 年が経ち、一部の被災自治体では、自力再建や災害公営住宅の完成により仮設住宅からの移転が始まりましたが、復興への道のりは未だ遠く、全国では今なお 22 万 9 千人の方が避難生活を余儀なくされております。都内においても、福島から避難されてきた方々を中心に約 7,500 人の方が避難生活を続けており、多くの方々が今後の住まいについて見通しが立たない状況です。一方では時間の経過とともに震災の記憶が風化し、復興への関心が薄れることにより、今後必要な支援の先細りが懸念されているところです。

これまで東京司法書士会では、日本司法書士会連合会及び被災県の司法書士会と連携し、主に岩手県沿岸部にはほぼ毎週にわたり当会会員を派遣するとともに、仮設住宅を戸別に巡回する無料巡回相談を実施し、相続問題に関する相談をはじめ、被災された方々の生活に関する困りごとや法律問題の解決に尽力してまいりました。

都内においては避難されている方々の支援のため、当会相談センター等では、被災者を対象とした面談・電話相談会や、他士業との連携による無料相談会を実施して問題解決のためのサポートに取り組んでまいりました。

そのような活動の中で、岩手県沿岸地域におきましては、土地の造成が遅れたまま 4 年の歳月が経過し、「今後いつまで仮設住宅に住み続けなければならないのか？」という声や、災害公営住宅入居に伴う経済的負担・高齢者の孤立化の不安の声を多くお聴きしております。

また、都内では、福島から避難されている方々が多くおられるところ、避難指示区域外から避難された方はもとより、避難指示区域の方でも就労不能損害の原則打ち切りをはじめとした東京電力による対応等に伴う生活苦などの問題が生じております。

このような深刻な状況を前にして、私たち東京司法書士会はこれまでの活動を継続することはもとより、更に上記相談活動により把握した制度的問題や課題について行政等への提言をしていくとともに、風化による必要な支援が先細りすることがないよう世の中にも問いかけていかなければならないと考えております。

東京司法書士会は、東日本大震災発災から 4 年を迎え、司法書士が復興に果たす役割と責任の重大さを認識し、引き続き長期間の避難生活に苦しむ被災者に寄り添い、全力で支援活動を行ってまいります。

以上